

動物用医薬品 要指示

抗菌・抗原虫剤

ダイメトン[®]散20%
Daimeton[®] Powder 20%

スルファモノメトキシンは、我が国だけでなく広く海外でも動物の抗菌・抗原虫剤として使用されているサルファ剤です。ダイメトン散20%は、このスルファモノメトキシンを粉末20%散とし飼料添加に適した製剤としたものです。

〔成分・分量〕

ダイメトン散20%は、100 g中にスルファモノメトキシニン20 gを含有する。

〔効能・効果〕

牛：コクシジウム病，肺炎，細菌性下痢症

馬：肺炎

豚：細菌性下痢症，トキソプラズマ病，肺炎，萎縮性鼻炎（AR）

鶏：伝染性コリーザ，コクシジウム病，ロイコチトゾーン病

犬：細菌性下痢症

〔用法・用量〕

1日体重1 kg当たりスルファモノメトキシニンとして下記の量を飼料に均一に混じて経口投与する。

牛（搾乳牛を除く。）：コクシジウム病 30～60mg（本剤として0.15～0.3 g）
肺炎，細菌性下痢症 20～40mg（本剤として0.1～0.2 g）

馬：20～50mg（本剤として0.1～0.25 g）

豚：20～60mg（本剤として0.1～0.3 g）

〔ただし、萎縮性鼻炎にあっては、25mg（本剤として0.125g）を1週間投与し、これを間歇的に行う。〕

犬：50～100mg（本剤として0.25～0.5 g）

飼料1 t 当たりスルファモノメトキシニンとして下記の量を均一に混じて経口投与する。

豚：300～2,000 g（本剤として1.5～10kg）〔ただし、萎縮性鼻炎にあっては、500 g（本剤として2.5kg）を1週間投与し、これを間歇的に行う。〕

鶏（産卵鶏を除く。）：伝染性コリーザ 1,000 g（本剤として5 kg）

コクシジウム病 500～1,000 g（本剤として2.5～5 kg）

ロイコチトゾーン病 10～50 g（本剤として50～250 g）

〔使用上の注意〕**【一般的注意】**

- (1) 本剤は要指示医薬品であるので獣医師の処方せん・指示により使用すること。
- (2) 本剤は効能・効果において定められた適応症の治療にのみ使用すること。
- (3) 本剤は定められた用法・用量を厳守すること。
- (4) 本剤の使用に当たっては、適応症の治療上必要な最小限の期間の投与に止めることとし、週余にわたる連続投与は行わないこと。
- (5) 本剤は、「使用基準」の定めるところにより使用すること。

【使用者に対する注意】

- (1) 誤って本剤を飲み込んだ場合は、直ちに医師の診察を受けること。
- (2) 飼料等に混合する際は、マスク等を着用し、粉じん等を吸い込まないように注意すること。

【対象動物に対する注意】

1 制限事項

- (1) 本剤は搾乳牛（食用に供するために出荷する乳を泌乳している牛をいう。）には投与しないこと。
- (2) 本剤は産卵鶏（食用に供するために出荷する卵を産卵している鶏をいう。）には使用しないこと。

2 適用上の注意

- (1) 本剤をロイコトゾーン病及び萎縮性鼻炎（AR）に使用する場合は使用法の細部にわたって獣医師の指導を受けること。

【保管上の注意】

- (1) 小児の手の届かない適切な場所に保管すること。
- (2) 直射日光を避け、湿気の少ない涼しい場所に密閉して保存すること。

注意：本剤は薬事法第83条の4の規定に基づき上記の用法及び用量を含めて使用者が遵守すべき基準が定められた動物用医薬品ですので、牛（搾乳牛を除く。）・馬・豚・鶏（産卵鶏を除く。）について上記の用法及び用量並びに次の使用禁止期間を遵守して下さい。

牛（搾乳牛を除く。）：食用に供するためにと殺する前7日間

馬：食用に供するためにと殺する前7日間

豚：食用に供するためにと殺する前7日間

鶏（産卵鶏を除く。）：食用に供するためにと殺する前7日間

有効期間：3年（使用の期限は外装に記載）

〔包装〕

ダイメトン散20%

20kg（1kg×20分包）

製造販売元



Meiji Seika ファルマ株式会社

東京都中央区京橋 2-4-16

製造元



第一ファインケミカル株式会社

富山県高岡市長慶寺530番地

(2011年4月改訂)

696-A7